



7 碧水道第 2 6 号

令和 7 年 7 月 2 日

碧南市水道事業及び下水道事業審議会会長 様

碧南市長 小池 友妃子



適正な水道料金のあり方について（諮問）

このことについて、碧南市水道事業及び下水道事業審議会条例（令和 7 年碧南市条例第 1 2 号）第 2 条の規定に基づき、貴審議会に対し、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

適正な水道料金のあり方について

2 諮問の趣旨

水道事業は、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与すること」を目的とし、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」という基本原則に基づき経営されています。

さらに、その経済性を発揮する仕組みの一つとして「独立採算制の原則」により、税金によらず、使用水量に応じて使用者に支払ってもらう料金収入を主な財源として運営されており、この料金は、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければなりません」とされています。

現在、市内の水道普及率は 99.9% であることから今後の水需要の増加は期待できず、人口減少にあわせて水道の使用量は減少していくものと予測されています。加えて節水機器の普及、節水意識の向上や水道利用形態の変化も重なり、水道使用量、料金収入は減少していくことが予測されています。

その一方で、老朽化した水道施設や管路の更新、自然災害に対する耐震化への取り組みに加え、県営水道受水費の値上げや物価高騰に伴い必要経費は増加することから、水道事業を取り巻く環境は、一層厳しさを増しています。

つきましては、将来にわたり水道事業の健全な経営を図るため、適正な水道料金のあり方について、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。